

令和8年度大本育英会給付奨学金【予約採用】募集要項（岡山大学生対象）

＜令和6年度募集＞

1. 奨学金給付の目的

郷土岡山の発展に資するため、歴史と伝統を誇る岡山大学に対して、その大学院に学ぶ学生に返還義務のない奨学金を給付し、特に岡山大学大学院博士後期課程（4年制博士課程も含む）への進学を目指す志ある者を支援することにより、広く社会に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。

2. 応募資格

以下に掲げる①～⑤の条件すべてを満たす者であること。

- ① 日本国籍を有し、岡山大学に在籍していること
- ② 博士前期課程（修士課程も含む）1年次生で、かつ、令和8年度に岡山大学の博士後期課程（4年制博士課程も含む）への進学を予定している者であること
- ③ 大学に申請して学内選考を受け、学長推薦を得ること
- ④ 令和5年分及び令和6年分の本人の収入金額（※）が340万円以下であること
（※）給与所得者の場合は給与収入金額、給与所得者以外（個人事業主等）の場合は収入金額から必要経費を控除した所得金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は応募可
 - ・ 令和5年分の収入が企業等からの給与であり、当該企業等を退職又は休職等して大学院に入学したため、令和6年分の収入が340万円以下となる見込みの場合（後記8.（1）の（エ）参照）
 - ・ 令和6年分の収入が企業等からの給与であり、当該企業等を退職又は休職等して、令和7年分の収入が340万円以下となる見込みの場合（後記8.（2）の（ク）参照）
- ⑤ 令和8年度において、日本学術振興会の特別研究員の採用者（採用予定者）でないこと

3. 給付額及び給付期間

博士後期課程又は4年制博士課程1年次から3年次までの3年間、各年年額180万円を支給する。（令和8年度から令和10年度まで）

（注1）奨学金の給付を受けるためには、令和8年度奨学生採用候補者となった後、令和7年11月頃に後記8（2）の申請書類を大学に提出して、学長の推薦を受けなければならない。

（注2）2年目以降の給付を受けるに当たっては、毎年度、翌年度の継続給付に関する申請書を大学に提出して、学長の推薦を受けなければならない。また、その際、前年の収入金額が340万円以下でなければならない。

（注3）令和8年度における「O U - S P R I N G（岡山大学次世代研究者挑戦的研究プログラム）」の採用者については、上記に関わらず、その採用期間中における当会からの奨学金支給額は年額60万円とする。

4. 予約採用人数

15名程度

5. 選考方法及び採否決定時期

(1) 令和8年度奨学生採用候補者の選考等について

大学にて選考の上、令和7年1月頃に決定。令和8年度奨学生採用候補者には、大学から内定の旨を通知する。

(2) 奨学生の選考等について

奨学金の支給決定に当たっては、令和7年11月頃に後記 8 (2) の申請書類を大学に提出して、学長の推薦を受けた後、令和8年3月上旬に当会選考委員会を開催して決定。決定後、大学及び本人あてに結果を通知する。

6. 奨学金の給付時期及び方法

令和8年4月1日（10月入学者については同年10月1日）現在で、博士後期課程又は4年制博士課程に進学しており、かつ、休学していないことを確認した上で、令和8年5月末頃（10月入学者については同年11月末頃）（予定）に、1年分の奨学金を指定された本人名義の銀行口座に送金する。

なお、留学を事由とする休学の場合は、給付を認めることがある。

7. 奨学金の返還

本奨学金は、原則として返還を要さない。ただし、岡山大学の方針により、本奨学金給付の目的を鑑みて、本奨学金の給付を受けたにもかかわらず、博士後期課程（4年制博士課程も含む）を修了できなかった場合は、将来にわたり、任意の額（目安は1年間分の給付額180万円）を岡山大学に寄付していただくこととする。ただし、進学しなかった理由又は修了できなかった理由が学生本人の責に帰さない場合を除く。

8. 提出書類

(1) 令和8年度奨学生採用候補者の応募書類

以下の(ア)～(エ)の書類を大学の担当窓口へ提出すること。

(ア) 大学院奨学生採用候補者願書（当会の様式を両面印刷し、自書により作成のこと。様式の改変は不可）

(イ) 成績証明書（大学発行のもの、最終学歴及び在籍課程における直近のもので、原則GPAが記載されたもの）

(ウ) 本人の住民票又は住民票記載事項証明（国籍確認のため、いずれも、本籍地表示（都道府県名のみで可）のあるもの）若しくはパスポートの写し（有効期限内のもの）

(エ) 所得・課税証明書又は市県民税（所得・課税）証明書（令和5年分）

令和5年分の本人の所得（前記2. ④（※）参照）が340万円を超えているが、前記2. ④（※）のただし書きに該当する者が応募する場合には、別途「収入に関する誓約書」を提出すること。

(2) 令和7年11月に提出する申請書類

以下の(オ)～(ク)の書類を大学の担当窓口へ提出すること。

(オ) 大学院奨学生願書(当会の様式(PDF)を両面印刷で作成のこと、裏面の署名捺印欄は自署(手書き)のこと、様式の改変は不可)

(カ) 成績証明書(大学発行のもの、最終学歴及び在籍課程における直近のもので、原則GPAが記載されたもの)

(キ) 振込口座指定書(兼)個人情報の取扱いに関する同意書(当会の様式(PDF)を両面印刷で作成のこと、署名捺印欄は自署(手書き)のこと、様式の改変は不可)

(ク) 所得・課税証明書又は市県民税(所得・課税)証明書(令和6年分)

令和6年分の本人の所得(前記2.④(※)参照)が340万円を超えているが、前記2.④(※)のただし書きに該当する者が申請する場合には、別途「収入に関する誓約書」を提出すること。

9. 大学への提出期限

(1) 令和8年度奨学生採用候補者の応募書類

令和6年11月15日(金) 17時00分

(2) 令和7年11月に提出する申請書類

令和7年11月頃(予定)

※令和8年度奨学生採用候補者として内定を受けた者に対し、

令和7年10月頃に別途通知する。

10. 提出先・問合せ窓口

岡山大学学務部学生支援課(一般教育棟A棟2階6B番窓口)

電話: 086-251-7178